御成小学校旧講堂　防火等の計画

１．防火計画

　本講堂は木造校舎であり燃焼危険性が高い上、構内の他校舎が近接しており、敷地内において延焼を受ける危険性も高い。そのため、耐震対策とともに防火対策にも重点をおく。

（１）基本的方針

・御成小学校は学校校舎が密集する一角であるため、学校全体の防火計画について、予防、早期発見早期通報、初期消火、避難、延焼防止、消防活動、防火体制等の視点から早期に策定する。

・以下には、旧講堂に限った防火計画を掲げるが、学校全体の防火計画と調整し、適宜適切な方策に見直しを行う。文化遺産である旧講堂に係る防災意識を高めることが、学校や地域における防災意識や活動が高まることに繋がるように工夫する。

資料４

（２）防火管理

①防火管理者

・旧講堂に係る防火管理者を選任し、消防法に基づく「消防計画」を策定する。

②予防措置

・旧講堂内においては火気使用を禁止する（禁煙、火気使用器具の禁止）。

・旧講堂内において可燃物は整理整頓を行う。カーテン等を設ける場合は防炎物品を活用する。

③防火のための警備

・昼間、開校期間は、旧講堂脇の警備室に常駐する警備員が定期的に巡回を行う。

・夜間、閉校期間は、警備会社と契約して、機械警備等による火災に対する監視を行う。

・夜間は、暗がりを作らず、防犯灯の夜間照明を施す。

（３）消火体制

①初期消火に係る意識啓発

・旧講堂の防火性能、初期消火の意義や手法等について、学校職員及び講堂活用団体構成員等に講習等により周知する。

②防火訓練の実施

・定期的に、学校職員及び児童参加（及旧講堂活用団体等）による、初期消火及び避難誘導訓練を実施する（※とくに易操作性消火栓は簡単に活用できるため、放水訓練等により使用に慣れておく）。

③地域消防団等との連携

・上記訓練の際等に、地域の消防団との連携を図る。

④所轄消防署との連携

・所轄消防署とは事前に旧講堂の消防計画について共有を図り、消防上の課題の抽出とその解消に努める。

（４）消防等の設備整備計画（資料２参照）

１）設備の整備

①消防法において「重要文化財」に義務づけられた消防設備は全て設置する。その上で、必要と思われる設備を追加で設置する。

②火災警報設備

・煙感知器、熱感知器と連動した自動火災通報設備を設置する（熱感知器は放火等に備え、建物下部に設置する）。この他、非常警報装置、非常通報装置を設置する。

・なお自動火災報知設備の通報体制について、学校の既存の体制に倣うが、より効果的となるよう、随時見直しを検討する。

③消火設備

・消火設備として、既存の屋外消火栓に加えて、一人でも操作が可能な易操作性消火栓を、ホースの延長距離を考慮して死角が生じないように設置する。その他、要所に消火器を設置する。

④避雷針

・現在の学校全体の計画に基づき、避雷設備は誘雷の恐れがあるため旧講堂には設けない。

⑤防犯設備

・学校全体の防犯計画と調整を図りつつ必要な設備を設置する。

２）保守点検

①消防法により定められた定期点検を実施し、同法に定めていない防火設備等についても同法に準じた点検を行う（以下は文化庁指針に基づく点検方法）。

②作動点検

・放水機器は６ヶ月に一回以上放水する。

③外観点検

・機器の配置、損傷状況等６ヶ月に一回以上点検する。

④機器点検

・防火管理者、消防設備士または消防設備点検資格者による点検を行う。

⑤機能回復

・点検結果に基づき、異常があった場合は速やかに機能の回復を図る。

２．その他の災害

・水害，土砂災害及び防犯対策等については学校全体の防災計画に倣い、調整を図る。